

# 5月は消費者月間です

市では、昨年4月から消費生活相談員を置いて、市民のみなさんからの消費生活に関する相談に対し、より専門的な対応ができるよう取り組んでいます。昨年度の相談について、その傾向と解決・対応方法を紹介します。

## ◆消費生活相談件数

(平成23年4月1日～平成24年2月末)

- 多重債務・ローン…37件
  - インターネットトラブル…22件
  - 建物賃貸借…10件
  - 中古自動車…9件
  - 未公開株・社債…8件
  - 海外宝くじなど…8件
  - 投資詐欺…5件
- ……総件数187件

## ◆相談の内容と解決・対応方法

### ①多重債務・ローン

最も多かったのは、サラ金やカードでの借金、住宅などのローンについての相談です。20歳代から60歳代の人まで、幅広い年代で相談件数の上位を占めています。

「失業や収入の減少により、新たに借金をした」、「既存の借金やローンの返済ができなくなった」という相談が多く寄せられました。

借金を返済できない場合、任意整理・特定調停・個人再生・自己破産といった債務整理の方法があります。

す。自分を追い詰めてしまう前に、市民生活課に相談してください。

### ②インターネットトラブル

次に多かったのは、パソコンや携帯電話でのインターネットトラブルです。20歳代～40歳代の人の相談が多くありました。

出会い系サイト、アダルトサイトの高額利用料に関する相談では、数百万円の利用料を請求されることも珍しくありません。「有名人とデートできる」「メールを続けてくれたら報酬をあげる」などと甘い言葉で利用を継続させるのが手口です。また、主に携帯電話のメールを利用して「過去に利用していた有料サイトが解約できていない」などと言って高額な延滞金などを求められる架空・不当請求も依然としてあります。

このような場合、一度払ってしまったと基本的に返金は困難です。料金を支払う前に「おかしい」と気づくことが大切です。また、架空・不当請求は、無視することが一番です。うっかり電話連絡などをしてしまう

と、電話番号

を知られること

になり、決して連絡を取らないようにしましょう。

※身に覚えのない請求書などの書面が届いたときは、市民生活課にご相談ください。



### ③未公開株、そのほかの投資詐欺

未公開株やさまざまな権利への投資詐欺に関する相談は、1件あたりの被害額が大きく、数千万円をだまし取られた事例もあります。60歳代～70歳代の人に相談が集中しています。

投資する商品や権利はさまざまですが、入金後に業者と連絡が取れなくなり、救済が困難なケースがほとんどです。不自然な儲け話には乗らないようにして、被害を未然に防ぐことが大切です。

## ■困ったときは市民生活課へ

どのような問題でも、早めに相談することが解決のカギです。消費生活に関するトラブルや悩みはひとりで抱え込まず、市民生活課にご相談ください。消費生活専門相談員や職員が相談に応じます。

※専門相談員が相談に応じる日時：原則月・火・木・金曜日

午前9時～午後4時

【伊賀市消費生活相談専用ダイヤル】

☎22・9626（平日午前9時～午後4時）

## 出前講座を受けてみませんか

市では、消費者被害を防ぐために出前講座を実施しています。

【対象】 市内在住・在勤・在学の50人程度までのグループ

【とき】 原則として閉庁日を除く午前10時～午後9時（そのほかの時間帯も相談に応じます。）

【費用】 無料

※会場使用料などは申込者の負担

【講師】 市職員・専門相談員など

【申込先・問い合わせ】

開催予定日の2週間前までに、市民生活課へお申し込みください。申込書は市ホームページからもダウンロードできます。

【問い合わせ】 市民生活課

☎22・9638 FAX22・9641

# 障がい福祉サービスを利用するには

障がいのある人が、自宅への訪問による介護を受けたり、施設への通所や入所などのサービスを受けたいと思ったら、障害者自立支援法・児童福祉法に基づいて手続きをしていただくことが必要です。詳しくはお問い合わせください。

## ◆◆◆ 主なサービス ◆◆◆

- **介護給付**  
居宅介護（ホームヘルプ）・行動援護・同行援護・短期入所（ショートステイ）・重度訪問介護・療養介護・生活介護・共同生活介護（ケアホーム）・施設入所支援
- **訓練等給付**  
共同生活援助（グループホーム）・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援
- **地域生活支援事業（主な事業）**  
移動支援事業（ガイドヘルプ）・地域活動支援センター事業・日中一時支援事業
- **地域相談支援**  
地域移行支援・地域定着支援

- **児童福祉法関連**  
児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

**【更新手続き】**  
すでに「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けている人に、更新のための書類をお送りしますので、期日までに手続きを済ませてください。

- 【問い合わせ】**  
障がい者相談支援センター  
☎ 26-7725 FAX 22-9662  
障がい福祉課  
☎ 22-9656 FAX 22-9662  
各支所住民福祉課



# ◆◆◆ 市指定ごみ袋の広告募集 ◆◆◆

- 【対象者】**  
民間事業者・公共的団体
- 【掲載場所】**  
市指定ごみ袋の表面  
※印刷色は青1色です。
- 【枚数】**  
246万枚作成（枚数は変更する場合があります。）  
大（45ℓ）：150万枚  
中（30ℓ）：70万枚  
小（20ℓ）：26万枚
- 【種類】**  
大（45ℓ）：1枠 200mm×50mm程度で4枠  
中（30ℓ）：1枠 150mm×40mm程度で4枠  
小（20ℓ）：1枠 150mm×35mm程度で4枠  
※ごみ袋の種類ごとの募集はしていません。
- 【募集数】**  
4者（団体） ※先着順
- 【販売予定期間】**  
12月ごろ～平成25年11月ごろ  
※ごみ袋の種類により販売期間が異なります。
- 【掲載料】**  
1枠 137,500円（消費税・地方消費税を含む。）

- 【申込方法】**  
清掃事業課にある市指定ごみ袋広告掲載申込書に必要事項を記入の上、掲載広告原稿（電子データ可）・企業の概要がわかるもの・市税完納証明書を添えて、郵送または持参でお申し込みください。（FAX・Eメールは不可）申込書はホームページからもダウンロードできます。  
※広告の中に広告主の連絡先を明記してください。
- 【申込期限】** 5月25日（金）
- 【掲載料の納入】**  
広告掲載料の納入は、伊賀市指定ごみ袋広告掲載決定通知書の通知日から10日以内に市が指定する納付書により納入してください。  
※詳しくは、「市指定ごみ袋広告掲載募集要項」をご確認ください。  
※事業者の業種などによっては、広告を掲載できない場合があります。詳しくは「広告掲載要綱」と「広告掲載基準」をご確認ください。
- 【申込先・問い合わせ】**  
〒518-1155  
伊賀市治田 3547-13 さくらリサイクルセンター内  
伊賀市人権生活環境部清掃事業課  
☎ 20-1050